

注	適用範囲	禁止業務	許可証と証明書	被雇用者	労働条件	記録	レシテル	その他
アラバ 法令なし								
アラスカ 法令なし								
アリゾナ 法令なし								
アルカンサス 法令なし								
カリフォルニア 一九三九年二月の法 (アイーリング) 労働法典五五章 五五章一五八八項	雇主自身若しくはその家族の一員の雇用のためではなくして雇主のためにする賃付若しくは物品の家内における製造	飲食物 飲食物を供するためにつくられる物品、すなわちこれ以下の子供用か用いる被服、玩具、人形、煙草、薬品及び毒物、絹糸その他の衛生物品、爆発物、花火及び同様の性質をもつた物品を扱う家内労働	雇主は許可証が必要なければ製造のために品物を渡すことはできない。 手数料五〇ドル	恒常業務の要いのない十六才及びそれ以上の若	○不適当で非衛生的で健康の害のあるような家に住んでいても労働者に及ぼす証明書は発行されない。 ○産業福祉課は工業に従事する家内労働につながらざる雇用が家内労働者の健康及び福祉に有害であり若しくは工場労働者のための法により設定された労働基準の維持又は執行を甚だしく困難ならしめると思われるときは、その家内労働を禁止する命令を発する権限を有している。 △免除される場合 一定の障害のある人は、若し産業福祉課の禁止命令がそれらの若者に与へる害よりも利益の多い場合には、工場労働に従事する労働者の許可が与えられる。その障害とは老若にかかわらずの雇用には不適当な身体的精神的な能力、傷害、不能の場合、又は又病弱をせしむる性質を有するものであることを指し示す場合を含む。	雇主は氏名、住所、収入及び製造物品を記入した家内労働者の記録を、又雇主に仕事や賃金を供給する人々及び雇主が仕事を供する仲介人の記録を保持しなければならない。	雇主は家内労働の資料に、姓名と住所を明瞭な文字で書いたレシテルを貼らなければならない。	

種	適用範囲	禁止業務	許可証と証明書	被雇用者	労働条件	記録	しるし	その他
一九三一年一九三五年 労働令の量減の 通知第五項 第九項			家内労働者がなされている 場所の所有主はかかる候 用を認許する許可証を 手に入れなければならない。 それは労働者に始まる 行なわれる手帳料を主とする	労働者は労働者 となる家に居 住しなければならない	工場に於ける時間並 んに労働条件を規定し ている法律は家内労働 にも適用される。			
労働令なし ロロニビヤ区 最低賃金命令 第八号 (一九三九年)	製造並に 卸売業務				家内労働に雇われている 婦人は公の命令に於いて 工場労働者のために使 用された最低賃金より賃 金が低くあつてはならない	雇主は工場労働者について 課せられていると同様に会 社の家内労働者のための 記録を保存しなければ ならない。		命令は婦人及び年少 者に適用される。
フロリダ 労働令なし ジョージア 労働令なし								
ハワイ 労働令なし								
アイダホ 労働令なし								
イリノイ 改正労働令一九四三年 第四十八号 第三五一一二六項	雇主に係る供給された 家内労働者による家内作 りによる仕事は労働者 の雇主のもとに属する ものであつて前記の 個人的使用とかその 家族の一員の使用に 供されるものではない。	飲食物品、薬品又は 毒物、医薬用並に外 科用衣服、縫製用工具 並びに木綿糸、花 火、爆竹、並びに同様の 性質の物品、玩具、人 形、遊具の処理。	〇雇主は許可証を手に入 れなければならない。 手数料二ドル 許可証は労働者に 与えられ等級をつけられ 毎年更新される。 それは指定の工業、商 業、又は家庭工業、 〇家内労働者は毎年証 明書を手に入れなければ ならない。手数料	〇労働者は労働者 となる家に居 住しなければならない。 〇労働者は労働者 となる家に居 住しなければならない。	家内労働者がなされてい る場所の所有主はかかる候 用を認許する衛生許可 証を手に入れなければ ならない。許可証は一年 間有効。それは床及び 空気の通気、暖房、火災の 状態並びに衛生につい ての検査と記録を許可 して記録と記録を発行さ れる。	衛生許可証を何ともし 会社の衛生工業的労働 者に課せられている会 社の正産を記録をその場 所に保存してなければ ならない。 雇主は労働者の家内労働 者の名及び住所を大月毎 に報告しなければならない。		
最低賃金管理 命令第四号一 労働者法 (一九三八年)	製造業、採掘業、 輸送業、通信業、 倉庫業、卸売業、 小売業、 飲食業、 娯楽業、 交通業、 公共事業、 家庭労働				〇家内労働者は命令で 指定された最低賃金 率を支拂われよう としている。 〇週四十時間を超え ない労働者については正産の 毎時の率の半額である。	雇主は家内労働者によ る労働時間及び各人に支 拂われた賃金の正産な 記録を保存し、その記録の 写本を報告書を請求する 主務官庁に出さなければ ならない。		命令は婦人及び年少者 に適用される。年少者と は二十一歳以下の男子並 びに十八歳以下の女子の ことである。

外	適用範圍	禁止業務	許可証と証明書	被雇用者	労働条件等	記録簿	シール	その他
	服装、靴類、毛皮、毛皮の装飾、毛皮の装飾、シャツ、靴下、財布、羽織、花巻、煙草並に紙巻煙草の製造		しなけれならぬ。 ○許可証は検査を経て はじめて与えられるのであり作業者の中で ばつりとはけられなうにしなければならぬ。		ではなからぬ。 ○各級雇主には必くとも五〇五方メートルの 室内が必要である。作業室は至極工場、 監督官の監視の下に採掘 暖房通風の十全を要す。 夜間照明は必要でない限り はならない。			
米ツタ 法令なし								
メッシュビー 法令なし								
ペリー 改正法令五三三年 二六六一二三三項	家庭住宅の調理や壁 にける綴服、財布、 靴、花巻その他男用 の諸用品の製造			家庭労働者は其の場 所に住みながら家族の 外に三人以上であつて はならない。		雇主は家内労働者についで 指定され若くは契約が なされる人々の氏名住所 の記録書類を保持 しなければならない。	物品が家内労働者に運 送されて作られたものであ る或いは不潔な若くは不 健康な状態の下で作ら れた場合にはそのものの 物品には公の監督官によ つて貼付された「家内製」 と「不健康な状態での製造」 といふ二語を記入する あるしリールを付けなければならぬ。	
モニタナ 法令なし								
ネアラスカ 法令なし								
ネアラダ 法令なし								
ニニーハニヤー 法令なし								
ニニーヤー 州議會法 一九四二年第三八章	雇主のためにあり後には雇 主のものに返されるもので ある而も雇主自身が若くは その家族の一人の個人給養 用のために使用するのではない 資材若くは物品の家内に於 ける製造 △免除される場合— 雇主若くはその家族の一員 の個人給養用のための綴服 を作るものは除外。	飲食物、飲食物を供 するに用いられる物品、 玩具及び人形、煙草、薬 品並びに毒物、腐蝕性 品にその他の衛生物品、 農産物、花火及び同様の 性質の物品子供及び幼児 の綴服、工産において労働 者の安全を脅かす物品の製造、 人形の着物の製造若くは 分配。	○雇主は毎年許可証を手 に入ねなければならぬ。 出願には家内労働者の 氏名住所登録簿を提出せ なければならない。許可証は 譲渡しない。 手続料五ロドル 雇員の更新は遅くとも 一月以内に更新される。 ○雇主は有効な雇員許 可証を有しない他立派	○低賃金労働者と同一とし ては不適当で非衛生的時 であり健康被害のおそれある 家に使われている者には 家内労働者の証明書を 発行すべきである。 ○家内労働者は十六才若 くは十八才未満であり労働 慣習がなく或る家の居住 者ではないと認められない。	○工業的・家内労働者別選 若くは適用ある運輸法 の所規によりて家内 労働者と同一年齢若く は性別による玉環若く は事業場における労働 について定められた規定 件と一致して行われべき ものであること。 ○家内労働者の証明書 はその家が清潔で衛	雇主は家内労働者とその 作業場所、記帳される 物品若くは賃料、各級 家内労働者の収入、製造 される物品若くは賃料、 取引する雇主の契約書 及びその他の法令の規定全 部を家内労働者の就業 記録を備えなければなら ない。	家内労働者により生産 される物品には雇主の 氏名住所を明確な英 語で記したバツキリし シールの提示をつくらね ばならぬ。	家内労働者の雇主の 工場の三分の一を減 てはならない。

種	適性範囲	提示業務	許可性と証明書	被雇用者	労働条件	記	備考	その他
最低賃金管理 命令第三号 一 建設業務 (一九五九年)	建設業務とは工場 若くは雇主の構内以外 の場所に於て指定期間 に従って行われる労働をい ふ。		の契約者に工業的 労働者のための物品や 資材を引渡してはなら ない。 ○ 各管内労働者は有効 な管内労働者証明書 を有していなければな らぬ。これは毎年終 了で発行される。作業場 でポストにつくための 証明書は住所の変更 によつて換領しえない。		世帯に於ける場合に り外発行される。 ○ 労働者賃金がいか に低くても管内労働 者及び管内労働者の健康 及び福祉を害すること なくして行われねばな らぬ。若くは工場労働者の ための設備で使われるた めの労働者賃金の維 持を怠り、阻害ならし めると認めるときは労働 委員は当該工業の管内 労働者を提示すること ができる。 △ 免除される場合 一 老年、身体的、精神的 缺陷若くは技能力の乏 しさに工場労働には適 しなないと認められ、或 は職業上どうしても適 当と見なされなければならない ために家を仕なれるこ ろがないと認められ る人。	労働者は仕事に従事せられ るとして雇われる日所と 時間、労務に従事せられ る仕事の総量、在 る作業の種類、多 くは賃金、雇われ る個々の品に準じた時 間、雇われる個々の品 について支給される 額、支給される日所 又は仕事の内容を通知 して命ぜられる各労働者 若くは下請人の氏名及 び住所を記した記録を 保持しなければならない。		命令は雇主の業務の 性質若くは労働者が れる場所の如何にか ら命令の下で雇われ る全ての個人及び年 若くは適用される。
最低賃金年令 第五号一適用取 出に類似の業務 (建設中)(一九五九年)	命令並びに附屬一覽表 において指定されてい る業務並びに類似の業務				全 前	全 前		全 前

注	適用範囲	禁示業務	許可証と証明書	検査用者	労働条件	記録	シール	その他
三ノ一、二、三、四 法令など								
ニノ一、二、三、四 一九三一年三月五号 九五年の統一法令の 追加 第三五章第四條第一 五條並に第六條 三ノ一、二、三、四 川縣会誌一九四〇年 第五八六號第四頁 第九四年第五卷	雇主に依り供される 何れのものも主として は雇主のものであるが、 てくるか雇主自身又は はその家族の一員の個 人使用に供されるもの ではない。諸種の物品 の金部又は一部の室内 での製造。	食糧品、人物若くは人物 の着物及び利便品による 物若くはその他の人物と同 様なる方法で利用される 利便品等は工場のため に一直接に若くは請負人 を通じて一或は雇主の ために室内で製造するこ とはでない。	○雇主は工業的労働者の による製造のための機械 その他の者に引渡す前に 委員から許可証を入手 しなればならぬ。 毎年の手数料は雇わ れてる家内労働者の 数に基づき三五円以下 である。また等級をつけ られる。 ○各家内労働者はその 住んでゐる家で生まれ る工業的労働者として 可する証明書を有してい なければならぬ。 ○証明書は労働者がなれ る場所において家庭知 料金を要す。	少くとも一人以上であ るべきものである。これら に住んでゐる者。	○委員は工業における 家内労働について各々 工場労働者の賃金當 りに労働条件を定めて しく厳しく若くは家内 労働者の健康及び福祉 を害することなきよう 禁止すること加へて、 ○委員は又許可証の授 予を制限し、許可証費 における工業的労働所 に於ける労働者の福利 増進を怠ることあるべ からず。	雇主は自分の契約や 工業的労働者に従事 してゐる全その人々、勞 働的な全その場所、 供給され分配される全 の資財、 かかる人々による製造 される全その物品及び各 家内労働者に受けられる 賃金の正しい明細書をも 命ぜられた時々に委員 に供しなくてはならぬ。	雇主は家内製造のため の資材には全その氏 名及び住所を明瞭な表 紙に記載したシールを貼 付しなければならぬ。	雇主は室内労働の全そ の資材及び物品と家内 労働者に提供すべき 衣類、靴、食料、飲料等 を提供する責任を負ふ こととなる。
産業革命の家内労働 令第二号—— 男子及少年の 外労働業 (一九三六年)	六才及びそれ以上の男子 用の外衣（シャツ、ズボン、 ネクタイ、帽子、靴下及び 袖口、手袋を除く）の 製造並びにその製造に 含まれる工程及び取引	工業部門に於ける障害 ある人々の小売店及び特 殊先をもつた仕立屋にと ても知られる者による場合 を除く、工業における全 ての家内労働。	○雇主は一九三六年四月 二十五日以前に家内 労働者を配する許可証 を有していないのでなけ ればならない。 ○各家内労働者は一九三 六年四月二十五日以前に 同じ雇主のために労働 するものの家内労働証 明書を有していないので なければならない。 ○家内労働者は労働者 補償保険によつて保 護されねばならぬ。	家内労働者二人以上 以上であり、かつ労働 をするのに必要なもの でなければならぬ。	○家内労働者は一時に 一人の雇主のために のみ働くことができる。 ○家内労働者はかくと 雇主の工場で同一生 産工程の仕事に従事し てゐる労働者には 支拂われると同様に作 業率を支拂われるべき であらう。	支拂金の一部として雇主 は仕事の日所費 せられる仕事の機具及び 高、支拂率、仕様の違 ひ、日所、戻された仕事の 高、及び過剰の給支拂の宛 金などを記録簿に保持しな ければならぬ。 家内労働者は健康及び生 産高を主務官庁により 検閲され記録簿に記録し なければならぬ。	家内労働者の仕事は家内 労働者に引渡さるべき雇 主による管理から免られ ないようにしなければならない。	
同令第三号 ——男子並に少 年の修繕工 業 (一九三三年)	六才及びそれ以上の男 子のための金庫、時計、 子供用並に少年用服 装、靴、眼鏡、及び製造 中に含まれる工程及 び取引	障害のある人々による場合 を除く、全ての工業家 内労働。	○申請書が家内労働者と て一九三三年二月三日以前 にその日所以前に与え られた許可証を有してい る雇主から家内労働の 仕事を受けたこと、又労働 者が労働者補償保険 に保護されていること 及び家内労働者にある がわれたと同じ仕事を 一人若くはそれ以上の 級用者になつてゐる工	年令から見て工場労働 に就かせない人、身体 的に不健全な人、または家内 の病氣者といふこと を話さなければなら ないため、これをしない人 は罰せられる。	○家内労働者の証明 書は証明書中にはそ の氏名が入つてゐる 一人の雇主のために のみ仕事をすることを 許している。 あつておられる仕事高 は健康で定められた 婦人の最大労働時間 内の範囲内で雇用 工場労働者と同じ週	○支拂金の一部として 雇主は仕事が家内労働 者に使せられる日 所の高、仕様の違 ひ、支拂率、仕事が果して これらの日所、戻ら ざる仕事の高、及 び家内労働者になされ る総支拂の記録簿 に記入しなければならぬ。 ○雇主は労働者が	雇主は全その資材及び 物品を直接家内労働 者に引渡しなればなら ぬ。	

州	適用範囲	業 示 業 務	許可証と証明書	級 定 用 者	労 働 條 件	記 録	し っ し ゅ	そ の 他
同令第三号— 造花並に羽毛工 業（一九三九年）	造花人造果実造業 並に羽毛の製造、縫 製、集合、修繕その他 の方法による取扱若 くは費費。	○造花工業における 家内労働者 ○羽毛工業における 家内労働者	○造花工業の雇主及び 家内労働者は、特別の家 内労働許可証及び証明 書を入手しなければなら ない。 一九三九年三月十日以前 に発行された許可証を 有するものは、雇主は家 内労働者によつてなされ るものと同様の造花作 業に人々が雇われ、そ の工場を経営して、い るものでなければならぬ。 ○家内労働者は労働者 補償保険によつて保 護されていなければなら ない。	主令— 満年齢に達し、身体的 健康が良好で、能力若 くは、家内労働者として 働くに十分な年齢に達 した者。 三月十日以前に 許可証を入手した者。	○一通につき家内労働 者に割当てられる仕 事の最大高は工場で 同様の造花作業に従 事する人々が同一週に 五回の労働時間にな る平均高を起さねば ならない。 ○家内労働者は造花作 業に従事する工場労働 者より少なくとも同 等な支拂を受けねば ならない。 ○家内労働者の雇用を 支拂する雇主は、親 別は、形式で、家内労働 者に与えなければなら ない。 ○家内労働者は夫々の 証明書に記載されてい る人の雇定のためにのみ 働くことと許可されている のであり、家内労働の 証明書を有する間 は工場労働者として雇 われなければならない。	○雇主は家内労働者に発行す る便覧にこの部借ま 入れなければならぬ。 ○雇主は、造花並に羽毛に 並に住所、仕事、割 せられる日附、起せら れた仕事の高、なされ る作業支拂率、仕 事が終るべき時間の高 及び家内労働者に与え られる週の支拂を記 しなくてはならぬ。 ○これらの事項に關する 煩々の明細に労働者 が家内労働者に発行 する便覧中に、雇主 記入しなければならぬ。 ○雇主は工場に於ける 日及び毎週の労働時 間の記録並に家内 労働者の毎週の労働 同様の工場の労働者のた めの毎週の賃金の記録 を保存しなければなら ない。	家内労働者は引渡される 全その賃料若くは納品に は、雇主の氏名及び勤務 所を明瞭な英語で書き 込まねばならない。 引渡される賃金の株式 に高を示さねばならぬ。	雇主は全その賃料並に 及、納品を直接家内労働 者に分配し、全その納品 費用を支払うものとする。
同令第四号— 手袋工業 （一九四三年）	工業の家内労働による 手袋工業における労働 の製造、取扱、取扱若 くは修繕及び、なされ る仕事のための物資の 分配、但し、使用される 單に染色若くは硝化 染料に於ける雇主を 除く。	○雇主は、この工業にお ける家内労働者を許可 証を有する工場労働 者として雇定し、その 作業と同一の事業作 業に従事する人若くは それ以上の級用者若くは 工場を経営する場合は には、雇主は許可証を 与えなければならない。 ○雇主は、この工業のた めに工業の家内労働者 による発行された家	○雇主は、この工業にお ける家内労働者を許可 証を有する工場労働 者として雇定し、その 作業と同一の事業作 業に従事する人若くは それ以上の級用者若くは 工場を経営する場合は には、雇主は許可証を 与えなければならない。 ○雇主は、この工業のた めに工業の家内労働者 による発行された家	主令— 満年齢に達し、身体的 健康が良好で、能力若 くは、家内労働者として 働くに十分な年齢に達 した者。 三月十日以前に 許可証を入手した者。	○一通につき一人の労働 者に割当てられる仕 事の最大高は雇主 の工場で同一の作業に 従事する人々が同一週 に五回の労働時間にな る平均高を起さねば ならない。 ○家内労働者は雇主の 工場で同一の作業に 従事する労働者 より同様の賃金率で支 拂われなければならない。	○雇主は家内労働者の氏名 並に住所、仕事、割 せられる日附、起せら れた仕事の高、なされ る作業支拂率、仕 事が終るべき時間の高 及び家内労働者に与え られる週の支拂を記 しなくてはならぬ。 ○これらの事項に關する 煩々の明細に労働者 が家内労働者に発行 する便覧中に、雇主 記入しなければならぬ。	家内労働者は引渡される 全その賃料若くは納品に は、雇主の氏名及び勤務 所を明瞭な英語で書き 込まねばならない。 引渡される賃金の株式 に高を示さねばならぬ。	雇主は家内労働者の賃料 及、納品を直接家内労働 者に分配し、全その納品 費用を支払うものとする。

州	適用範囲	禁止業務	許可証と証明書	従事者	労働条件	記録	シッテル	その他
			労働者証明書を有する者以外には家内労働の性質を認めることとはしない。 ○家内労働者は労働時間、賃金、休日等について労働基準法に準ずるものとする。		○家内労働者は特に雇い入れの有無にかかわらず、労働基準法に準ずるものとする。ただし、労働基準法に定められている労働条件のうち、労働者の健康を害するものについては、労働基準法に準ずるものとする。	○雇主は労働者に係る労働時間、賃金、休日等について、労働基準法に準ずるものとする。		
ノースカロライナ								
ノースダコタ								
オハイオ	製造業（マニファクチャリング） 一九四五年 一〇・一一・一二・一三項			制限	○作業時間、賃金、休日等については、労働基準法に準ずるものとする。ただし、労働基準法に定められている労働条件のうち、労働者の健康を害するものについては、労働基準法に準ずるものとする。 ○労働者は、労働基準法に定められている労働条件のうち、労働者の健康を害するものについては、労働基準法に準ずるものとする。	○雇主は労働者に係る労働時間、賃金、休日等について、労働基準法に準ずるものとする。		

州	適用範囲	禁止業務	許可証と証明書	雇用者	労働条件	記録	シッテル	その他
オクラホマ 法令なし					に消滅されていなければならぬ。 ○主任衛生管理者は健康を害しないように保証する必要があるときは使用を中止するかは解除を要求することである			
オレゴン 賃金労働委員会 命令第1号 製造工業 (一九四二年)	字英特クリム製造所 パン製造所、マフー を含む日用品の製造、 製造、生産、牛肉、家 禽、魚の包装、畜産用 の付内家禽の飼育す ものの乾燥並びに包装 、殺菌、包装及びその他 群別命令によつて現 定されていない日用品 の生産にかける全ての 工程。	いかなる雇主も私的な 家や非衛生的な地下室 並に建築物を以て火 災の危険のために不 安全な場所における 脚組の製造は許され ない。						婦人及び十八歳以下の 年少者に適用される
同命令第1号 堅果の処理並びに 碾碎(一九四三年)	私的な家屋及び私的 な家の地下室で商業 用に堅果を碾碎し、 製氷製氷の仕事	家の所有者若しくは占有 者がなされなければならぬ 動する資機を予え る作業環境からの衛 生許可証を先づ最初に 得られなければならない。即ち私的な 家や家の地下室で商業 用に堅果を碾碎し、製氷 製氷の仕事はこれによつて 禁ぜられる。	労働条件の欄を見よ		○雇労働者の支払率 は少なくとも週概して雇 れてはる者の歳収の少 くとも二分の一が毎週 四セント以下である 収入を得ようとする でなければならぬ。 ○最大労働時間は一週 時間一週四十四時間を される。 ○非常の際には雇用 時間をもつと長くさ れることとできるが、 超過時間には正味の 率の二倍の賃金を 支払われなければならない。	雇主は毎日並びに毎 週の労働時間及び概 算増に交換される賃 金の正確な記録を保 持しなければならない。		全前
ペンシルヴァニア 州労働会法元三年 命令第12号 大正四十四年	工業物産内労働は全 て雇用者の安全及び 健康を保証するもの	労働産業局に労働者 に与つて有害な材料若 しくは工場労働基準を						

[illegible]

州	適用範囲	表示業務	許可証と証明書	被雇用者	労働条件	記録	レギュラー	その他
		継う仕事、工程において有害な物体に接触することを要する物	○工業的・家庭的労働を行つていゝ者は何れも家庭労働者証明書を持たねばならぬ。		ふいなければならぬ。		ならぬ。	使んで調査する権限をよつてられらる。かか調査の結果として労働者の健康に有害なる結果を招くときは速にその事業の停止を要する。また労働者の健康を害するものがあるときは速にその事業の停止を要する。
ロードアイランド (一般法一九三八年 第三章)	工業的・家庭的労働のため に雇主に付して供給され る資材を家庭内で処理 してかかる雇主のみに 限られる。雇主自身又は その家族の一員の個人 的使用のためでない 何らかの物品を扱う 場合		○雇主は毎々の許可証 を手に入れなければ ならぬ。労働者数によ つて五ドルから五十ドル まで手数料は等級か つていゝ。	○労働者は毎々の許可証 を手に入れなければ ならぬ。労働者数によ つて五ドルから五十ドル まで手数料は等級か つていゝ。	○工業的・家庭的労働を行 つていゝ者は何れも 家庭労働者証明書を 持たねばならぬ。	雇主は労働者の健康に 有害な資材を家庭内で 処理してかかる雇主の みに限られる。雇主自 身又はその家族の一員 の個人的使用のため でない何らかの物品を 扱う場合		○労働者は毎々の許可証 を手に入れなければ ならぬ。労働者数によ つて五ドルから五十ドル まで手数料は等級か つていゝ。
最低賃金委任令 第一号 宝石製造業 (一九三八年)		障害ある人々による場合 を除いては家庭労働は 禁止されている。	証明書を添付の規程に よつて労働者に提出さ る人々に発行される。	年令十八歳未満の者 は労働者として認め ない。	○工業的・家庭的労働を行 つていゝ者は何れも 家庭労働者証明書を 持たねばならぬ。	雇主は労働者の健康に 有害な資材を家庭内で 処理してかかる雇主の みに限られる。雇主自 身又はその家族の一員 の個人的使用のため でない何らかの物品を 扱う場合		○労働者は毎々の許可証 を手に入れなければ ならぬ。労働者数によ つて五ドルから五十ドル まで手数料は等級か つていゝ。
最低賃金委任令 第二号 被服・靴・縫製業 (一九三八年)		障害ある人々による場合 を除いては家庭労働は 禁止されている。	証明書を添付の規程に よつて労働者に提出さ る人々に発行される。	年令十八歳未満の者 は労働者として認め ない。	○工業的・家庭的労働を行 つていゝ者は何れも 家庭労働者証明書を 持たねばならぬ。	雇主は労働者の健康に 有害な資材を家庭内で 処理してかかる雇主の みに限られる。雇主自 身又はその家族の一員 の個人的使用のため でない何らかの物品を 扱う場合		○労働者は毎々の許可証 を手に入れなければ ならぬ。労働者数によ つて五ドルから五十ドル まで手数料は等級か つていゝ。
サウスカロリナ 法令なし								
サウスダコタ 法令なし								
テネシー 一九三三年の法典 六六五—六六五項 五五五項	食料や飲料の調製を 用ゐる何れかの家庭 若しくは住宅の別荘や 倉庫に於ける労働者 は労働者として認め ない。		家庭労働者とは六十歳以下 の子供または作業場工 場監督局から許可証を受 けたい場合に限り家庭労働 者として認めない。	家庭労働者とは六十歳以下 の子供または作業場工 場監督局から許可証を受 けたい場合に限り家庭労働 者として認めない。	○作業場は清潔に保たね ばならぬ。また作業場 は労働者の健康を害 するものがあるときは 速にその事業の停止を 要する。	雇主は労働者の健康に 有害な資材を家庭内で 処理してかかる雇主の みに限られる。雇主自 身又はその家族の一員 の個人的使用のため でない何らかの物品を 扱う場合		○労働者は毎々の許可証 を手に入れなければ ならぬ。労働者数によ つて五ドルから五十ドル まで手数料は等級か つていゝ。

[illegible]

州	適用範囲	禁止業務	許可証と証明書	検査官	労務条件	記録	シ ャ テ ル	その他
ワイスコンシン 工場の所有若しくは賃 借人又はかかる者の請 負人のために家屋若しくは 住宅小屋又はその他を の貨物にあり建物の修 繕、仕上げ、改造、	工場の所有若しくは賃 借人又はかかる者の請 負人のために家屋若しくは 住宅小屋又はその他を の貨物にあり建物の修 繕、仕上げ、改造、	○ 家内労働者の雇主は その家内労働者の製造に 従事する権利を予そ る産業委員会からの 有効な許可証を入手 しなければならない。 ○ 雇主は初期に製造さ れんとする家に前地 方保健委員から許可 証を入手しなければならない。 ○ 許可証は保健委員に ある検査と認可を経 て初めて与えられる。 一年に一回更新され る。手数料一ドル 毎年少くとも四の更新 金が必要である。 ○ 家内労働者証明無 ければ何ら販売を行 うことはならない。 ○ 家内労働者は労働 委員から年々の証明 書を入手しなければな らぬ。それは無料で發 行される。	○ 家内労働者の雇主は その家内労働者の製造に 従事する権利を予そ る産業委員会からの 有効な許可証を入手 しなければならない。 ○ 雇主は初期に製造さ れんとする家に前地 方保健委員から許可 証を入手しなければならない。 ○ 許可証は保健委員に ある検査と認可を経 て初めて与えられる。 一年に一回更新され る。手数料一ドル 毎年少くとも四の更新 金が必要である。 ○ 家内労働者証明無 ければ何ら販売を行 うことはならない。 ○ 家内労働者は労働 委員から年々の証明 書を入手しなければな らぬ。それは無料で發 行される。	○ 家内労働者は労働 委員から年々の証明 書を入手しなければな らぬ。それは無料で發 行される。	○ 家内労働者は労働 委員から年々の証明 書を入手しなければな らぬ。それは無料で發 行される。	○ 家内労働者は労働 委員から年々の証明 書を入手しなければな らぬ。それは無料で發 行される。	○ 家内労働者は労働 委員から年々の証明 書を入手しなければな らぬ。それは無料で發 行される。	○ 家内労働者は労働 委員から年々の証明 書を入手しなければな らぬ。それは無料で發 行される。